

第 7 5 2 号  
平成29年 3月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

| 告 示                       | 番号 | 頁数 |
|---------------------------|----|----|
| ・ 放置自転車等の保管について           | 59 | 2  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 60 | 2  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 61 | 3  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 62 | 3  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 63 | 4  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 64 | 4  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 65 | 4  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 66 | 5  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 67 | 5  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 68 | 6  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 69 | 6  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 70 | 6  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 71 | 7  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 72 | 7  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 73 | 8  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 74 | 8  |
| ・ 公示送達について                | 75 | 9  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 76 | 9  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 77 | 9  |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 78 | 10 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 79 | 10 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 80 | 10 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 81 | 11 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 82 | 11 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 83 | 12 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 84 | 12 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 85 | 13 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 86 | 13 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 87 | 13 |
| ・ 平成29年第1回天理市議会定例会の招集について | 88 | 14 |
| ・ 地縁による団体の告示事項の変更に<br>ついて | 89 | 14 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 90 | 14 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 91 | 15 |
| ・ 放置自転車等の保管について           | 92 | 15 |

|                         |     |    |
|-------------------------|-----|----|
| ・ 放置自転車等の保管について         | 93  | 15 |
| ・ 公示送達について              | 94  | 16 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 95  | 16 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 96  | 16 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 97  | 17 |
| ・ 市道の区域変更及び供用開始につい<br>て | 98  | 17 |
| ・ 公示送達について              | 99  | 18 |
| ・ 違反広告物の保管について          | 100 | 19 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 101 | 19 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 102 | 19 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 103 | 20 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 104 | 20 |
| ・ 公示送達について              | 105 | 21 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 106 | 21 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 107 | 21 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 108 | 22 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 109 | 22 |
| ・ 放置自転車等の保管について         | 110 | 22 |

| 公 告  | 番号 | 頁数 |
|--|----|----|
| ・ 大和都市計画事業山の辺第一工区A<br>工区土地区画整理審議会委員選挙の<br>候補者について  | 7  | 23 |
| ・ 森林整備計画の変更について                                    | 8  | 23 |
| ・ 大和都市計画事業山の辺第一工区A<br>工区土地区画整理審議会委員選挙に<br>ついて      | 9  | 23 |
| ・ 大和都市計画事業山の辺第一工区A<br>工区土地区画整理審議会委員選挙の<br>当選人について  | 10 | 23 |
| ・ 指定地域密着型サービス事業所・指<br>定地域密着型介護予防サービス事業<br>所の指定について | 11 | 24 |
| ・ 農用地利用集積計画について                                    | 12 | 24 |

| 教育委員会            | 番号 | 頁数 |
|------------------|----|----|
| ・ 定例教育委員会の開催について | 3  | 24 |

| 農業委員会 | 番号 | 頁数 |
|-------|----|----|
|-------|----|----|

|                                  |           |           |
|----------------------------------|-----------|-----------|
| ・農業委員会の招集について                    | 2         | 24        |
| <b>選挙管理委員会</b>                   | <b>番号</b> | <b>頁数</b> |
| ・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について      | 2         | 25        |
| <b>公営企業</b>                      | <b>番号</b> | <b>頁数</b> |
| ・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 7         | 25        |
| ・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 8         | 25        |

|                                  |    |    |
|----------------------------------|----|----|
| ・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 9  | 25 |
| ・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 10 | 25 |
| ・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 11 | 26 |
| ・一般競争入札について【公告】                  | 12 | 26 |
| ・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 13 | 29 |

## 告 示

(平成29年 2月 6日 掲示済)

### 天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月 6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 2月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年 2月 6日から平成29年 4月 7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年 2月 6日 掲示済)

### 天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月 6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 2月 6日
- 3 移動対象区域  
天理市前栽町88番地23先放置禁止区域外

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月6日から平成29年4月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月6日揭示済)

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年2月6日
  - 3 移動対象区域  
天理市田部町299番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月6日から平成29年4月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月6日揭示済)

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月6日
- 3 移動対象区域  
天理市田町189番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年2月6日から平成29年4月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月7日揭示済)

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月7日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年2月7日から平成29年4月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月7日揭示済)

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月7日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町575番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年2月7日から平成29年4月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月7日揭示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成29年2月7日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町6番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月7日から平成29年4月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月8日揭示済)

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年2月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月8日から平成29年4月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月9日揭示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月9日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成29年2月9日から平成29年4月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月9日揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年2月9日

3 移動対象区域

天理市守目堂町84番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月9日から平成29年4月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月9日揭示済)

天理市告示第69号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年2月9日

3 移動対象区域

天理市前栽町276番地2先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月9日から平成29年4月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月10日揭示済)

天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2月10日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2月10日から平成29年 4月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月13日揭示済)

天理市告示第71号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2月13日から平成29年 4月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月13日揭示済)

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 2月13日
- 3 移動対象区域  
天理市田部町219番地2先放置禁止区域外

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月13日から平成29年4月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月13日揭示済)

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年2月13日
  - 3 移動対象区域  
天理市石上町219番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月13日から平成29年4月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月13日揭示済)

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月13日
- 3 移動対象区域  
天理市上総町300番地3先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年2月13日から平成29年4月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 2 月14日 掲示済)

天理市告示第75号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 2 月14日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 2 月14日 掲示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2 月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 2 月14日

3 移動対象区域

天理市二階堂上ノ庄町147番地28先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 2 月14日から平成29年 4 月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 2 月14日 掲示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2 月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 2 月14日

3 移動対象区域

天理市田井庄町708番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月14日から平成29年4月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月16日揭示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年2月16日

3 移動対象区域

天理市石上町568番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月16日から平成29年4月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月16日揭示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年2月16日

3 移動対象区域

天理市東井戸堂町421番地5先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月16日から平成29年4月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月16日揭示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2 月16日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町5 7 5番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2 月16日から平成29年 4 月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月17日揭示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2 月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2 月17日から平成29年 4 月18日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月20日揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年 2 月20日

3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月20日から平成29年4月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月21日揭示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年2月21日

3 移動対象区域

天理市丹波市町59番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月21日から平成29年4月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年2月21日揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年2月21日

3 移動対象区域

天理市豊田町213番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年2月21日から平成29年4月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間  
(以下 略)

(平成29年 2 月21日 掲示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2 月21日
  - 3 移動対象区域  
天理市田部町23番地11先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2 月21日から平成29年 4 月22日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月21日 掲示済)

天理市告示第86号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2 月21日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町6 8 1番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2 月21日から平成29年 4 月22日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月21日 掲示済)

天理市告示第87号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年2月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年2月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月21日から平成29年4月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月22日揭示済)

天理市告示第88号

平成29年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。  
平成29年2月22日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成29年3月1日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成29年2月23日揭示済)

天理市告示第89号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、榑町自治会地縁団体から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。  
平成29年2月23日

天理市長 並 河 健

|       |     |            |       |
|-------|-----|------------|-------|
| 変更前   | 代表者 | 天理市榑町395番地 | 西田 嗣夫 |
| 変更後   | 代表者 | 天理市榑町391番地 | 杏井 行雄 |
| 変更年月日 |     | 平成29年2月12日 |       |

(平成29年2月23日揭示済)

天理市告示第90号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成29年2月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月23日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町690番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年2月23日から平成29年4月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間  
(以下 略)

(平成29年 2 月23日 掲示済)

天理市告示第91号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2 月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市田部町5 3 1番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2 月23日から平成29年 4 月24日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月23日 掲示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2 月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市石上町5 6 8番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2 月23日から平成29年 4 月24日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月23日 掲示済)

天理市告示第93号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年2月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年2月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町715番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月23日から平成29年4月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月24日揭示済)

天理市告示第94号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年2月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年2月24日揭示済)

天理市告示第95号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年2月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年2月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年2月24日から平成29年4月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年2月27日揭示済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2月27日から平成29年 4月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月28日揭示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 2月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 2月28日から平成29年 5月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月28日揭示済)

天理市告示第98号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

天理市長 並 河 健

- 1 道路の種類                    市道
- 2 供用開始の区間

| 路線番号 | 路線名 | 変更の区間 |    | 新旧 | 幅員(m) |    | 実延長(m) |
|------|-----|-------|----|----|-------|----|--------|
|      |     | 起点    | 終点 |    | 最大    | 最少 |        |
|      |     |       |    |    |       |    |        |

|     |                 |               |               |   |       |      |         |
|-----|-----------------|---------------|---------------|---|-------|------|---------|
|     |                 |               |               | 別 |       |      |         |
| 23  | 乙木合場線           | 乙木町           | 合場町           | 新 | 9.90  | 4.30 | 3602.46 |
|     |                 | 市道197号線<br>分岐 | 田原本町界         | 旧 | 9.90  | 4.30 | 3602.46 |
| 36  | 田町東線            | 田町            | 勾田町           | 新 | 7.10  | 2.05 | 443.79  |
|     |                 | 市道4号線分岐       | 市道151号線<br>合接 | 旧 | 7.10  | 2.05 | 443.79  |
| 123 | 別所田部線           | 別所町           | 田部町           | 新 | 5.60  | 2.40 | 414.10  |
|     |                 | 市道9号線分岐       | 市道3号線合接       | 旧 | 5.60  | 2.40 | 414.10  |
| 153 | 勾田西線            | 勾田町           | 勾田町           | 新 | 16.00 | 3.40 | 774.48  |
|     |                 | 市道4号線分岐       | 市道73号線合接      | 旧 | 8.20  | 2.70 | 784.68  |
| 154 | 田勾田線            | 田町            | 勾田町           | 新 | 6.15  | 2.40 | 430.87  |
|     |                 | 市道4号線分岐       | 市道151号線<br>合接 | 旧 | 5.27  | 2.40 | 430.87  |
| 163 | 前栽線             | 前栽町           | 前栽町           | 新 | 6.60  | 1.93 | 501.71  |
|     |                 | 県道天理環状線<br>分岐 | 市道1号線合接       | 旧 | 6.30  | 1.93 | 501.71  |
| 220 | 富堂田井庄線          | 富堂町           | 田井庄町          | 新 | 5.90  | 2.25 | 527.80  |
|     |                 | 県道天理環状線<br>分岐 | 市道221号線<br>合接 | 旧 | 5.90  | 2.25 | 527.80  |
| 279 | 杉本田井庄町          | 杉本町           | 田井庄町          | 新 | 8.00  | 3.10 | 540.56  |
|     |                 | 県道天理環状線<br>分岐 | 市道221号線<br>合接 | 旧 | 8.00  | 3.10 | 540.56  |
| 305 | 区画街路38号線        | 田井庄町          | 田井庄町          | 新 | 10.40 | 5.20 | 209.80  |
|     |                 | 市道1号線分岐       | 市道83号線合接      | 旧 | 10.40 | 5.20 | 209.80  |
| 308 | 上ノ庄北菅田線         | 二階堂上ノ庄町       | 二階堂上ノ庄町       | 新 | 5.60  | 3.60 | 478.12  |
|     |                 | 県道天理環状線<br>分岐 | 県道天理環状線<br>合接 | 旧 | 5.60  | 3.60 | 480.84  |
| 317 | 田神社前線           | 田町            | 田町            | 新 | 7.15  | 3.20 | 325.54  |
|     |                 | 市道73号線分岐      | 市道20号線合接      | 旧 | 7.15  | 3.20 | 325.54  |
| 472 | 田永原線            | 田町            | 永原町           | 新 | 7.45  | 0.60 | 1688.33 |
|     |                 | 市道73号線分岐      | 県道天理環状線<br>合接 | 旧 | 7.45  | 0.60 | 1688.33 |
| 480 | 東井戸堂北線          | 東井戸堂町         | 東井戸堂町         | 新 | 6.30  | 3.10 | 531.99  |
|     |                 | 市道22項線分岐      | 県道天理環状線<br>合接 | 旧 | 6.30  | 3.10 | 531.99  |
| 589 | 西長柄区画街路<br>31号線 | 西長柄町          | 西長柄町          | 新 | 6.10  | 5.50 | 108.40  |
|     |                 | 県道天理環状線<br>分岐 | 市道223号線<br>合接 | 旧 | 6.10  | 5.50 | 108.40  |
| 649 | 和爾下北線           | 櫛本町           | 櫛本町           | 新 | 5.90  | 3.80 | 354.40  |
|     |                 | 国道169号線<br>分岐 | 市道267号線<br>合接 | 旧 | 5.90  | 3.80 | 354.40  |
| 661 | 守目堂勾田中線         | 守目堂町          | 勾田町           | 新 | 3.70  | 2.00 | 557.64  |
|     |                 | 国道169号線<br>分岐 | 市道75後号線合<br>接 | 旧 | 3.70  | 2.00 | 557.64  |
| 662 | 守目堂勾田6号線        | 守目堂町          | 勾田町           | 新 | 6.40  | 4.40 | 298.61  |
|     |                 | 市道73号線分岐      | 市道75後号線<br>合接 | 旧 | 6.40  | 4.40 | 298.61  |

(平成29年3月1日掲示済)

天理市告示第99号  
公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 3月 1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成29年 3月 1日 揭示済）

天理市告示第100号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成29年 3月 1日

天理市長 並 河 健

| 整理番号 | 名称              | 種類  | 数量 | 設置場所 | 除却日        | 保管開始日      | 保管場所         |
|------|-----------------|-----|----|------|------------|------------|--------------|
| 1    | ヘアサロン<br>KIMURA | はり札 | 1  | 三島町  | H29. 2. 28 | H29. 2. 28 | 市役所<br>地下駐車場 |
| 2    | ニーズホームズ         | ラック | 1  | 川原城町 |            |            |              |

（平成29年 3月 1日 揭示済）

天理市告示第101号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年 3月 1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年 3月 1日から平成29年 5月 2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成29年 3月 1日 揭示済）

天理市告示第102号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日

平成29年3月1日

- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町577番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年3月1日から平成29年5月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年3月1日揭示済)

天理市告示第103号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年3月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年3月1日
  - 3 移動対象区域  
天理市岩室町309番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年3月1日から平成29年5月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年3月1日揭示済)

天理市告示第104号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年2月28日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年3月1日から平成29年8月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
ミディ総合管理㈱ 電話 06-4399-9088

(平成29年3月2日揭示済)

天理市告示第105号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年3月2日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年3月2日揭示済)

天理市告示第106号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年3月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年3月2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年3月2日から平成29年5月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年3月3日揭示済)

天理市告示第107号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年3月3日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成29年3月3日から平成29年5月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年3月3日揭示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年3月3日

3 移動対象区域

天理市石上町568番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年3月3日から平成29年5月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年3月3日揭示済)

天理市告示第109号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年3月3日

3 移動対象区域

天理市庵治町250番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年3月3日から平成29年5月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年3月3日揭示済)

天理市告示第110号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年3月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年3月3日
  - 3 移動対象区域  
天理市富堂町300番地11先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年3月3日から平成29年5月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

## 公 告

(平成29年2月6日揭示済)

天理市公告第7号

平成29年2月26日に実施する大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりである。よって、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第5項の規定により公告する。

平成29年2月6日

天理市長 並 河 健

記

- 1 宅地所有者が選挙する委員の候補者 略
- 2 借地権者が選挙する委員の候補者 略

(平成28年2月7日揭示済)

天理市公告第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により天理市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、天理市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成29年2月7日

天理市長 並 河 健

- 1 縦覧場所 天理市役所 環境経済部農林課
- 2 縦覧期間 自 平成29年2月7日 至 平成29年3月10日

(平成29年2月10日揭示済)

天理市公告第9号

平成29年2月26日に実施予定の大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地所有者並びに借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

平成29年2月10日

天理市長 並 河 健

(平成29年2月27日揭示済)

天理市公告第10号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定に基づき、大和都市計画事業山の辺

第一工区A工区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり決定したので、同法施行令第35条第5項の規定により公告する。

平成29年2月27日

天理市長 並河 健

記

- 1 宅地所有者から決定された委員 略
- 2 借地権者から決定された委員 略

(平成29年2月28日揭示済)

天理市公告第11号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成29年2月28日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成29年2月28日

天理市長 並河 健

記

|         |                             |                  |
|---------|-----------------------------|------------------|
| 事業所番号   | 2972000745                  |                  |
| 事業所の名称  | デイサービス りらいふ                 |                  |
| 事業所の所在地 | 奈良県磯城郡田原本町千代176-1ルートツエルヴ1-C |                  |
| 申請者     | 名称                          | 株式会社 ウェルプラス      |
|         | 主たる事務所の所在地                  | 奈良県天理市西井戸堂町393-3 |
|         | 代表者の氏名                      | 澤田 文恵            |
|         | 代表者の住所                      | 奈良県天理市西井戸堂町393-3 |
| 指定年月日   | 平成29年2月28日                  |                  |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護                   |                  |

(平成29年3月2日揭示済)

天理市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年3月2日

天理市長 並河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 教育委員会

(平成29年2月7日揭示済)

天教告示第3号

平成29年2月13日午後2時から2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年2月7日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(平成29年2月28日揭示済)

天農委告示第2号

平成29年3月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年2月28日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について  
 議案第2号 農地法第5条に関する申請について  
 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
 議案第4号 農用地利用配分計画について  
 議案第5号 平成28年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価（案）について  
 議案第6号 平成29年度天理市農業委員会の活動計画（案）の策定について  
 議案第7号 その他

①市街化区域の専決処分について（報告）

# 選挙管理委員会

（平成29年 3 月 3 日 掲示済）

## 天選告示第 2 号

平成29年 3 月 2 日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成29年 3 月 3 日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 50分の 1 の数 | 1, 091  | 人 |
| 6 分の 1 の数 | 9, 090  | 人 |
| 3 分の 1 の数 | 18, 180 | 人 |

# 公営企業

（平成29年 2 月 9 日 掲示済）

## 天理市上下水道局公告第 7 号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 2 月 9 日

天理市上下水道事業管理者  
藤田 俊史

記

| 排水区域の名称     | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-------------|--------------------|
| 大和川第 8 処理分区 | 備前町の一部             |

（平成29年 2 月 10 日 掲示済）

## 天理市上下水道局公告第 8 号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 2 月 10 日

天理市上下水道事業管理者  
藤田 俊史

記

| 排水区域の名称     | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-------------|--------------------|
| 大和川第 7 処理分区 | 海知町の一部             |

（平成29年 2 月 14 日 掲示済）

## 天理市上下水道局公告第 9 号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 2 月 14 日

天理市上下水道事業管理者  
藤田 俊史

記

| 排水区域の名称     | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-------------|--------------------|
| 天理北第 1 処理分区 | 指柳町の一部             |

（平成29年 2 月 21 日 掲示済）

## 天理市上下水道局公告第10号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について  
 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。  
 平成29年2月21日

天理市上下水道事業管理者  
 藤田俊史

記

| 排水区域の名称   | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-----------|--------------------|
| 天理北第1処理分区 | 田部町の一部             |

（平成29年2月21日揭示済）

天理市上下水道局公告第11号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について  
 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。  
 平成29年2月21日

天理市上下水道事業管理者  
 藤田俊史

記

| 排水区域の名称   | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-----------|--------------------|
| 大和川第8処理分区 | 三昧田町元西方の一部         |

（平成29年2月24日揭示済）

天理市上下水道局公告第12号

一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成29年2月24日

天理市上下水道事業管理者  
 藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 下水道ストックマネジメント計画（管路施設）策定業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市公共下水道処理区域内
- (3) 業務概要 下水道ストックマネジメント計画策定  
 管路施設 A=1,460ha  
 マンホール形式ポンプ場 N=32箇所  
 施設情報の収集・整理  
 リスクの評価  
 施設管理の目標設定  
 長期的な改築事業のシナリオ設定  
 点検・調査計画の策定  
 管路施設点検工  
 管口テレビカメラ点検工 N=1,315箇所
- (4) 工期 平成29年3月31日まで
- (5) 予定価格 39,746,160円  
 （消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

- (6) 低入札価格調査  
 調査基準価格及び失格基準価格（その価格を下回る入札を行ったときは失格となる。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

- (7) 競争入札参加資格の確認  
 開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成16年3月天理市告示第77号）第2条第1項に規定する競争入札参加資格審査において建設コンサルタント（下水道部門）の登録を受けた業者（奈良県内に本店又は営業所（局に対する入札参加資格を有するものに限

る。)を有するもの)であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 過去5年以内(平成23年4月1日から公告日まで。以下同じ。)に国土交通省近畿地方整備局管内において受注した、次のア又はイに掲げる業務(以下「同種業務」という。)の元請実績を有する者であること。(アに該当する業務の場合は2件以上の元請実績とし、イに該当する業務の場合は1件以上の元請実績とする。)

ア 「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」(平成23年9月国土交通省)又は「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」(平成25年9月国土交通省)に準じた下水道管路施設の計画策定業務で、長期的な視点で管路施設全体もしくは処理区全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とする業務が含まれているもの。(履行完了したものに限る。対象面積500ha未満又は対象延長100km未満のものを除く。)

イ 「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(2015年版)」(平成27年11月国土交通省)に基づく下水道管路施設のストックマネジメント計画策定業務(履行期間中のものでも可。計画策定面積500ha未満又は計画策定延長100km未満のものを除く。)

③ 次に掲げる公的認証を全て取得している者であること。(所管作業部署単位での登録でも可とする。)

ア 品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001

イ 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001

ウ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO27001

④ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

⑥ その他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の①から③までに掲げる配置予定技術者としてそれぞれの条件を全て満たす者を、この業務を行う期間中配置できること。なお、各技術者の兼務は不可とする。

① 管理技術者

ア 技術士(総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」)の資格を有する者(上下水道部門「下水道」については、資格取得から公告日までの期間が7年以上経過する者に限る。)

イ 過去5年以内に同種業務において、管理技術者として従事した実績を有する者

ウ 公告日時点の手持ち業務が10件以内の者(照査技術者として従事する業務を除く。)

② 照査技術者

ア 技術士(総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」)の資格を有する者(上下水道部門「下水道」については、資格取得から公告日までの期間が7年以上経過する者に限る。)

イ 過去5年以内に同種業務において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者

③ 担当技術者

担当技術者として、計画担当及び点検担当を各1名配置すること。

(計画担当技術者)

ア 技術士(総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」)の資格を有する者(上下水道部門「下水道」については、資格取得から公告日までの期間が7年以上経過する者に限る。)

イ 過去5年以内に同種業務において、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者

ウ 公告日時点の手持ち業務が10件以内の者(照査技術者として従事する業務を除く。)

(点検担当技術者)

ア 技術士(上下水道部門「下水道」)の資格を有する者

イ 「公益社団法人 日本下水道管路管理業協会」が資格認定する下水道管路管理総合技士の資格を有する者

④ 入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

### 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

### 第4 入札説明書の交付

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

## 第5 競争入札参加申込書の提出

- (1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申込書の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

## 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。
- (2) 仕様書の公開
  - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑がない場合は提出の必要ありません。
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
  - ④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

## 第7 入札書及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

- (1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、入札書並びに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 入札書並びに申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ⑤ 送 付 先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務課 行
  - ⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
  - ⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書を1通入れ、封かんし表側に業務名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。
  - ⑧ 外封筒の表面に、開札日、業務名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (3) 入札書並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 入札書並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

## 第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

## 第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行い失格となった者を除く。）について事後審査を行い、落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）を決定する。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
  - ① 天理市上下水道局建設コンサルタント等業務委託に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
  - ② 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効（無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。）

- (1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札
- (3) 第7に掲げる入札の方法によらない入札
- (4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
- (5) 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

| 下水道ストックマネジメント計画（管路施設）策定業務委託 |   |
|-----------------------------|---|
| 事 項                         | 期 間 等                                   |
| 入札説明書の交付期間                  | 平成29年 2 月24日（金）から<br>平成29年 3 月 3 日（金）まで |
| 申込書の提出期間<br>仕様書の公開期間        | 平成29年 2 月24日（金）から<br>平成29年 3 月 3 日（金）まで |
| 質問書の提出期限日                   | 平成29年 3 月 7 日（火）                        |
| 質問書への回答日                    | 平成29年 3 月 9 日（木）                        |
| 入札書の提出期限日                   | 平成29年 3 月16日（木）                         |
| 申請書及び資料の提出期限日               | 平成29年 3 月16日（木）                         |
| 開札の日時                       | 平成29年 3 月17日（金）午前10時                    |
| くじを行う場合の日時                  | 平成29年 3 月17日（金）午後 3 時                   |

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成29年 3 月 2 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第13号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 3 月 2 日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

記

| 排水区域の名称     | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-------------|--------------------|
| 天理北第 9 処理分区 | 東井戸堂町の一部           |